

「第38回日本ものづくりワールド 機械要素技術展」

静岡市ブース共同出展 募集要項・出展規約

出展応募者は、「第38回日本ものづくりワールド 機械要素技術展」静岡市ブース共同出展に関して、静岡市が定める当募集要項・出展規約の内容に同意し、遵守するものとします。当募集要項・出展規約に違反していると静岡市が判断した場合、その時期を問わず、出展申込を無効とし、出展決定の取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更を求めることがあります。また、これにより発生するすべての損害に対し、静岡市は補償を行いません。

<募集要項>

1. 展示会・会期・会場

展示会 第38回日本ものづくりワールド 機械要素技術展

会期 令和8年7月1日(水)～3日(金)

会場 東京ビッグサイト(東京都江東区有明3丁目11-1)

2. 募集出展者数

8社程度

応募多数の場合は、過去の当事業への参加歴、出展内容、「静岡市中小企業技術表彰」の受賞状況を考慮したうえで、出展者を選考します。

3. 募集対象出展者

静岡市内に本社又は主要な製造拠点を置く中小企業で、静岡市税の滞納がなく、次のア及びイに該当する企業

ア 日本標準産業分類の「大分類 E 製造業」に区分

イ 機械要素技術展の出展対象であって、新製品・サービス・技術等を展示・発表できる企業

4. 出展者負担金 50,000円

5. その他費用負担

静岡市が負担する経費 出展小間料及びブース設営と装飾費用

出展者が負担する経費 展示物に係る経費(輸送費用、保険料等)

担当者に係る経費(旅費、宿泊費、食糧費等)

自社及び自社製品に関する広報費用(ポスター、チラシ等)

6. 展示スペース(1事業者あたり)

1,950mm × 1,500mm を想定(変動の可能性あり)

7. 募集期間

令和8年2月2日(月)9:00～令和8年2月27日(金)17:00

8. 応募フォーム

URL:<https://logoform.jp/f/TEMSg>

<出展規約>

1. 出展申込の承認

静岡市がオンライン上で出展申込みを受け付けたのち、審査のうえ、出展者を決定します。出展者の決定以降は出展者都合による辞退は原則として認められません。また、審査結果及び審査内容は開示しません。

2. 出展者負担金の請求と支払

決定を受けた出展者については、出展者負担金の支払い義務が生じるものとし、静岡市は、決定した出展者に対して出展者負担金を請求します。出展者負担金は、静岡市が発行する納入通知書により、静岡市が指定する期限までに納入するものとします。

3. 静岡市ブース内の出展位置の決定

各出展者の出展位置については、出展効果向上のため、静岡市が決定します。

4. 展示スペースの転貸等の禁止

出展者は出展小間の一部あるいは全部を転貸、売買、交換、譲渡できません。

5. 展示スペースの施工・装飾

静岡市が、ブース全体(各共同出展者の展示スペースの装飾も含む)の装飾を行います。共同出展ブース全体の統一感を損う、出展者による独自の追加装飾はできません。

6. 展示物の管理と免責

展示物及び資材等に生じた盗難、紛失、破損や出展者が展示小間を使用することにより発生した人的災害等、あらゆる原因から生ずる損失または損害について静岡市はその一切の責任を負いません。

7. 法的保護

展示会開催期間中に発生する出展者、来場者及びその他の間に発生するトラブルについては、静岡市は一切の責任を負いません。

8. 展示会の開催中止・会期変更

天災その他の不可抗力によって予定通りの展示会開催が困難となり、展示会主催者により開催期日の変更、短縮もしくは中止となった場合、これによって出展者に生じたすべての損害について、静岡市は一切の責任を負いません。

天災その他の不可抗力によって静岡市の判断によって出展を中止した場合、出展負担金の取り扱い(返金の有無、返金する場合の金額等)は静岡市に一任するものとし、出展者は異議を申し立てないものとします。

9. 応募情報(個人情報を含む)の取り扱い

静岡市が、本事業において取得した出展者の応募情報(個人情報を含む)は、静岡市で実施する事業案内等に利用する場合があります。

10. 反社会的勢力の排除

出展者が次の①～⑤のいずれかに該当している場合、静岡市は出展を取り消し、当該出展者に対して展示会等に関わる損害の一切の責任を負いません。また出展の取り消しにより、静岡市に損害が生じた場合は当該出展者がその責任を負うものとします。

- ① 役員等が暴力団員等(静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であると認められるとき。
- ② 暴力団(静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。
- ④ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ⑤ 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

11. 説明会への出席

出展者は、静岡市及び共同出展のブース装飾を担当する事業者等が開催する説明会(令和8年5月中旬・静岡市役所清水庁舎を予定)に出席するものとします。

12. アンケートへの回答

展示会終了後、出展に関するアンケート(商談先企業名、商談状況等)に回答するものとし、また、市が、アンケートの内容について、令和9年度以降の予算要求資料等に活用することに同意するものとします。

市は、アンケート内容について、他に情報を公開しないことを約し、守秘義務を負うことを確認します。

13. 会期中の写真撮影及び市HPへの掲載

静岡市内部での参考資料とするため、会期前日及び会期中に写真撮影を行います。また次年度以降の当事業PR等を目的に、市HPへ掲載することがありますので、あらかじめご了承おきください。

14. 予算の成立について

事業の実施は、令和8年度予算成立(令和8年3月上旬予定)が前提となります。予算不成立の場合は事業中止となりますので、あらかじめご了承ください。

以上